

<用語の解説>

(1) 実質赤字比率

- 一般会計等に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率

一般会計等の実質赤字額／標準財政規模

一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

実質赤字の額：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

- 早期健全化基準 ⇒ 各団体の標準財政規模に応じて 11.25～15.0%（市町村の場合）
- 財政再生基準 ⇒ 20.0%（市町村の場合）

（注）早期健全化基準・・・財政状況が悪化した状況において、このままの財政運営を続ければ相当に厳しい状況になるため自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべきとされる基準。健全化判断比率のいずれかがこの基準以上になると、財政健全化計画の策定等が義務付けられる。

財政再生基準・・・さらに財政が悪化し、自主的な財政の健全化が困難な状況において、国等の関与により確実に財政の再生を図るべきとされる基準。実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかがこの基準以上になると、財政再生計画の策定等が義務付けられる。計画は総務大臣に協議し同意を求めることができる。（総務大臣の同意がないと、一部を除き起債が制限される。）

(2) 連結実質赤字比率

- 全会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字額／標準財政規模

※ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業会計（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額

- 早期健全化基準 ⇒ 各団体の標準財政規模に応じて 16.25～20.0%（市町村の場合）
- 財政再生基準 ⇒ 30.0%（市町村の場合）

(3) 実質公債費比率（過去3カ年平均）

- 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

※ 準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合等への補助金・負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

- 早期健全化基準 ⇒ 25.0%
- 財政再生基準 ⇒ 35.0%

(4) 将来負担比率

- 公営企業、出資法人等を含めた一般会計等の実質的負債の標準財政規模に対する比率

将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）

標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

※将来負担額：イからヌまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - リ 連結実質赤字額
 - ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ※ 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

- 早期健全化基準 ⇒ 350.0%（市町村の場合）
- 財政再生基準 ⇒ なし

(5) 公営企業における資金不足比率

- 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額（資金の不足額）の当該会計における料金収入など主たる経営活動から生じる収益等に相当する額（事業の規模）に対する比率

資金不足の額/事業の規模

資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。

なお、施設の耐用年数と企業債償還年限の違いから発生する赤字等については、資金の不足額から控除される。

事業の規模：料金収入など主たる経営活動から生じる収益等に相当する額。

- 経営健全化基準 ⇒ 20.0%

（注）経営健全化基準・・・健全化判断比率における早期健全化基準に相当するもので、基準以上となると経営健全化計画の策定等が義務付けられる。